

長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する公表要領

1 趣旨

この要領は、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）第13条の規定に基づき、市長が指名停止を行った、指名停止の期間を変更した又は指名停止を解除した有資格者（以下「指名停止業者」という。）の商号等の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指名停止を行った期間
- (2) 指名停止業者の商号又は名称
- (3) 指名停止業者の主たる営業所の所在地
- (4) 指名停止を行った理由
- (5) その他

3 公表方法

ア 公表は、2の公表事項を記載した文書を総合政策部契約課及び長岡京市ホームページにおいて閲覧に供して行うものとする。公表期間は、指名停止の始期から3年間とする。

イ 指名停止を解除したときはアで閲覧に供した文書を削除したうえで、解除した旨の文書を総合政策部契約課及び長岡京市ホームページにおいて閲覧に供して行うものとする。公表期間は、指名停止の解除を行った日から1か月間とする。

4 職員への周知

指名停止を行ったとき、指名停止の期間を変更したとき又は指名停止を解除したときは、各部署に配備されているネットワークコンピュータを使って、職員へ周知するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行する。